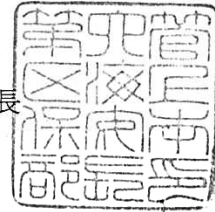




六警環第4号  
平成30年5月28日

一般社団法人 山口県産業廃棄物協会長 殿

第六管区海上保安本部長



「瀬戸内海・宇和海クリーン作戦」の実施について（依頼）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、平素から海上保安業務に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、本年も6月1日（金）から同月30日（土）までの1ヶ月間を「海洋環境保全推進月間」と定め、当管区においては、海洋環境の保全を目的とした指導・啓発活動として「平成30年度瀬戸内海・宇和海クリーン作戦」を展開することとしております。

油及び有害液体物質による汚染に対しては、主として海事関係者、漁業関係者を対象とした訪船指導などにより、取扱不注意の内容である「バルブ開閉不確認」「タンク不計測」「作業の失念」などの初歩的なミス防止、万が一の排出に備えるための排出を防止する措置の実施（オーバーフロータンクの設置、スカッパ一閉鎖など）の指導を実施します。

特に、初歩的なミスによる油などの排出防止に関しては、今回から船種ごとの傾向を踏まえた指導を行います。

また、油の排出原因としては、取扱不注意に次いで船舶事故によるものが多いことから、海難防止についても併せて指導を実施いたします。

廃棄物による汚染に対しては、主として漁業関係者、若年層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室、漂着ごみ分類調査などにより、不法投棄防止のための呼びかけ及び廃棄物が漁業及び海洋環境に与える影響についての啓発を実施します。

つきましては、貴会におかれましても本作戦の趣旨をご理解いただき、傘下各関係先への周知、当庁において実施する指導・啓発活動へのご協力について、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹言